

公立大学法人奈良県立医科大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項（患者さん対象）

公立大学法人奈良県立医科大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領第4条第2項及び第5条第3項に定める患者さんに対する留意事項は、以下のとおりとする。

なお、必要とする合理的配慮の内容は、障害の状態や環境等に応じて変化することもあるため、提供する合理的配慮については、適宜見直しを図るものとする。

#### 第1 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

##### （不当な差別的取扱いの具体例）

###### ①サービスの提供を拒否すること

- ・人的体制、設備体制が整っており、対応可能であるにもかかわらず、障害があることを理由に診療・入院・調剤等を拒否すること。特に緊急の対応を要する場面も想定されることに十分留意が必要。
- ・正当な理由なく、身体障害者補助犬を同伴することを拒否すること

###### ②サービスの提供を制限すること

- ・正当な理由なく、診察などを後回しにすること、サービス提供時間を変更又は限定すること
- ・正当な理由なく、診察室や病室の制限を行うこと
- ・医療の提供に際して必要な情報提供を行わないこと

###### ③サービスの提供に際し条件を付すこと

- ・正当な理由なく、保護者や支援者・介助者の同伴を診察・治療・調剤等の条件とすること

###### ④サービスの提供に当たって、他の者とは異なる取扱いをすること

- ・正当な理由なく、本人（本人の意思を確認することが困難な場合は家族等）の意思に反した医療の提供を行うこと又は意思に沿った医療の提供を行わないこと
- ・正当な理由なく、病院や施設が行う行事等への参加や共用設備の利用を制限すること
- ・本人を無視して、支援者・介助者や付添者のみに話かけること
- ・大人の患者に対して、幼児の言葉で接すること
- ・わずらわしそうな態度や、患者を傷つけるような言葉をかけること
- ・診療等に当たって患者の身体への丁寧な扱いを怠ること

#### 第2 合理的な配慮の具体例

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のユニバーサルデザイン化又

はバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

(基準・手順の柔軟な変更の具体例)

- ①障害の特性に応じて施設のルール、慣行を柔軟に変更すること(診察等で待つ場合、患者が待ちやすい近くの場所で待っていただく、順番が来たら声をかけるなど)

(合理的な配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)

- ①病院施設内の段差をなくすようにすること
- ②院内においては、エレベーターでの移動を可能とすること
- ③院内に身体障害者用トイレ(車いす用トイレ)を整備すること
- ④身体障害者用の車いすを無償で提供すること
- ⑤点字ブロック(視覚障害者用誘導ブロック)を設置して、視覚障害者の安全な誘導を支援すること

(補助器具・サービスの提供の具体例)

<情報提供等についての配慮や工夫>

- ①必要に応じて代読・代筆を行うこと
- ②身振り、手話、要約筆記、筆談、図解、ふりがな付き文書を使用するなど、本人が希望する方法で分かりやすい説明を行うこと
- ③文書を読み上げたり、口頭による丁寧な説明を行うこと
- ④電子メール、ホームページ、ファックスなど多様な媒体で情報提供、予約受付、案内を行うこと

<職員などとのコミュニケーションや情報のやりとり、サービス提供についての配慮や工夫>

- ①必要に応じて、手話通訳や要約筆記者を配置すること
- ②必要に応じて、声がよく聞こえるように、また、口の動きや表情を読めるようにマスクを外して話をする

<職員同士での連絡手段>

- ①障害者である旨を申し出た患者については、受付票にその旨がわかる連絡カードを添付するなど、スタッフ間の連絡体制を工夫すること
- ②診療の予約時などの、患者から申出があった自身の障害特性などの情報を、スタッフ間で事前に共有すること